

伊方町自動車急発進防止装置設置費補助制度

アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、65歳以上の方を対象に、後付けできる自動車急発進防止装置の購入及び設置費用の一部を町で補助します。（自動車1台につき1回まで）

補助金額

装置購入及び設置費用（国の補助金を控除した額）の9割（1,000円未満切り捨て、上限5万円）

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ①令和4年3月31日時点で満65歳以上（昭和32年4月1日以前生まれ）。
- ②有効期限内の自動車運転免許証を保有していること。
- ③町税等を滞納していないこと。
- ④転売を目的として急発進防止装置を設置するものでないこと。

急発進防止装置

国土交通省の性能認定を受けた、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置であって、認定取扱事業者が販売及び設置（自動車販売業者等を経由する場合を含む。）した装置

※ 自動でブレーキが作動するものではありません。

※ 軽トラック等に取付け可能な装置もあります。

装置の機能や適合車種については、直接事業者にお問い合わせください。

※ 認定取扱事業者及び最新の認定済み装置は、（一社）次世代自動車振興センターホームページの「後付け装置に係るご案内」で確認してください。

補助対象自動車

次のいずれにも該当する補助対象者が運転する自動車

- ①急発進防止装置を設置することが可能であること。
- ②自動車検査証の自家用・業務用の別の欄に自家用と記載されたものであること。
- ③自動車検査証の所有者の氏名又は名称の欄又は使用者の氏名又は名称の欄に記載されている氏名が、対象者のものであること。ただし、これらの氏名が同一でない場合においては、自動車検査証に記載されている所有者の住所又は使用者の住所が対象者の住所と同一であること。

申請期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

注意事項

補助金の交付を受けて設置した急発進防止装置は、適正に管理するとともに、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して譲り渡し、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならないこととなっています。

補助金額のイメージ

○障害物検知機能付き <例> 装置購入設置費：100,000円の場合

国 (購入時に店頭価格から値引き) 定額 40,000円	町 9割 (上限 50,000円) 50,000円	個人 負担 10,000円
------------------------------------	---------------------------------	---------------------

店頭での支払額：60,000円

○障害物検知機能なし <例> 装置購入設置費：50,000円の場合

国 (購入時に店頭価格から値引き) 定額 20,000円	町 9割 (上限 50,000円) 27,000円	個人 負担 3,000円
------------------------------------	---------------------------------	--------------------

店頭での支払額：30,000円

補助金を受け取るまでの流れ

装置を取り付ける

○補助対象者等の要件をご確認の上、認定取扱事業者（自動車販売業者等を経由する場合を含む。）で装置を取り付けてください。



補助金の交付を申請する

○次の書類等を役場総務課又は各支所、町見出張所にお持ちください。 **郵送不可**

- ① 交付申請書兼実績報告書
※ 役場総務課、各支所、町見出張所又は町ホームページの「伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金について」で入手可能です。
- ② 領収書の写し
- ③ 認定取扱事業者が設置したことを証明する書類
- ④ 国の認定を受けた急発進防止装置であることが確認できる書類の写し
- ⑤ 自動車運転免許証の写し
- ⑥ 自動車検査証の写し



申請内容の審査、補助金の交付決定

○交付決定されれば、交付決定通知書及び交付請求書を発送します。



補助金の交付を請求する

○交付請求書を役場総務課又は各支所、町見出張所にお持ちください。



補助金の交付

○交付請求書提出後、概ね1ヶ月以内に指定の口座へ振り込まれます。